

東大和市工事成績評定結果の公表に関する実施細目

平成25年7月26日
市長決裁

(趣旨)

第1条 この実施細目は、東大和市工事成績評定要綱（平成24年訓令第30号。以下「要綱」という。）第17条の規定による評定結果の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(公表の基準)

第2条 公表の基準は、次のとおりとする。

- (1) 要綱第2条の規定により工事成績評定を行った工事。
- (2) 要綱による総評定点の判定区分がA（優）及びB（良）の工事（以下「優良工事」という。）

(公表する事項)

第3条 公表する事項は、工事件名、工事場所、種別、契約金額、受注者名、工期及びその他必要な事項とする。

(公表期間)

第4条 公表は、優良工事の工事完了日の属する年度の翌年度に行うものとし、その期間はおおむね5月から翌年3月末日までとする。

(報告)

第5条 検査担当課長は、当該年度の優良工事の有無等について、優良工事がある場合は当該年度終了後公表するまでの間に、無い場合は当該年度終了後速やかに市長に報告するものとする。

(欠格条項)

第6条 優良工事の工事完了日から公表期間の末日までの間において、当該工事を施行した者が、次の各号のいずれかに該当したときは、公表前の場合には公表しないこととし、すでに公表している場合はただちに公表を取り消すこととする。

- (1) 東大和市指名競争入札参加有資格者指名停止措置基準（平成8年3月29日市長決裁）に基づく指名停止の措置を受けたとき。

(2) その他公表することが不相当と市長が認めたとき。

附則

この細目は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この細目は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この細目は、令和8年4月1日から施行する。